

## 仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
JSAA-AP-2026-007

申立人：X  
申立人代理人：弁護士 川原 佑基  
同 三輪 渉  
同 鶴田 悠介

被申立人：公益社団法人日本武術太極拳連盟（Y）  
被申立人代理人：弁護士 小林 茂和

## 主文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 被申立人が2026年5月19日に発表した「第20回アジア競技大会（愛知・名古屋）日本代表チーム内定」において散打65kg級の日本代表にA選手を選出し、申立人を選出しなかった決定を取り消す。
- 申立人のその余の請求を却下する。
- 仲裁申立料金55,000円は、被申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という）第50条第5項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

## 理由の骨子

### 第1 事案の概要

#### 1 当事者

##### (1) 申立人

申立人は、散打競技の競技者であり、規則第3条第2項にいう「競技者等」に該当する。

##### (2) 被申立人

被申立人は、日本国内において、套路競技・散打競技等の武術太極拳を統括する公益社団法人であり、規則第3条第1項第5号にいう「競技団体」に該当する。

## 2 事案の概要

本件は、2026年5月19日に被申立人が公表した、申立人を第20回アジア競技大会（愛知・名古屋）（以下「アジア大会」という）の散打65kg級の日本代表に選出しなかった決定（以下「本件決定」という）の取消し、及び、被申立人に対して、申立人を散打65kg級のアジア大会の日本代表チーム内定候補選手として選出することを求めて仲裁申立てがなされた事案である。

## 3 仲裁合意

被申立人は、2014年1月18日に開催された第84回理事会において、「公益社団法人日本武術太極拳連盟が行った決定事項に対する競技者からの不服申立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする」との、自動応諾条項を審議のうえ満場一致で承認していることから、本件仲裁申立てについては仲裁合意があるものと認められる。

## 4 請求の趣旨及び答弁

### (1) 請求の趣旨

申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

ア 被申立人が2026年5月19日に発表した「第20回アジア競技大会（愛知・名古屋）日本代表チーム内定」において散打65kg級の日本代表にA選手を選出し、申立人を選出しなかった決定を取り消す

イ 被申立人は申立人を散打65kg級の本件大会の日本代表チーム内定候補選手として選出せよ

ウ 仲裁申立料金は被申立人の負担とする

### (2) 答弁

被申立人は、以下のとおり仲裁判断を求めた。

ア 申立人の請求を棄却する

イ 仲裁申立料金は申立人の負担とする

## 第2 判断の前提となる事実

本件仲裁において、当事者間に争いのない事実、並びに取り調べた証拠（書証と人証）及び弁論の全趣旨に基づいて認められる事実は、以下のとおりである。

### 1 被申立人と散打競技

被申立人は、武術太極拳を日本において統括する競技団体であるが、その活動の重点は套路競技にあり、散打競技への関与は薄く、国際大会への選手派遣につ

いても、2015年に開催された第13回世界武術選手権大会への散打選手の派遣を最後に、その後開催された国際大会には散打選手を派遣していなかった。

なお被申立人は、2024年3月頃、国際競技会派遣選手選考規程（以下「選手選考規程」という）を制定し、それ以後の日本代表選手の選出には同規程を適用している。

## 2 アジア大会への派遣選手決定

2025年に、被申立人の加盟団体である、申立外・Bクラブより、2026年に日本で開催されるアジア大会への散打選手の出場希望があった。そのため被申立人は、国際大会への参加実績等を評価して、遅くとも2025年8月18日以前に、A選手を内定候補選手として決定し、以後、その内定を前提に、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）への手続を進めた。

## 3 散打競技会の開催

被申立人は、散打競技の大会を実施した経験がないことから、套路競技の代表選手選考会とともに、アジア大会の準備として、海外より審判員を招請した散打競技会の実施を企画し、2026年5月9日及び10日に「2026年全日本武術太極拳競技会（以下「本大会」という）」を実施した。散打競技については、既に代表選手をA選手と決定しているのであるから、散打の競技会は、代表選手選考とは無関係である。しかしながら、套路競技とともに実施された競技会の開催要綱には、日本代表選考会であると表示されるとともに、套路競技だけでなく、散打競技についても、「本大会の結果と選手のパフォーマンスの審査によって代表選手を選考する」とあたかも代表選手選考が終了していないかのように記載されていた。

## 4 申立人の本大会への参加

申立人は、上記開催要綱等から、本大会は、散打競技の代表選手の選考に係る大会であると信じ、本大会に参加し、散打65kg級においてA選手を破って優勝を果たした。

## 5 内定選手の公表

本大会後、被申立人は、2026年5月19日に、アジア大会の「日本代表チーム内定のお知らせ」と題する書面を発出し、A選手が散打競技の代表選手として内定したことを公表した。

## 第3 本件仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり。

#### 第4 争点と当事者の主張

1 本件における争点は以下のとおりである。

- (1) 本件決定が、被申立人の定めた規則に違反しているか否か
- (2) 本件決定が、規則には違反していないが、申立人を代表に選出しなかったことが著しく合理性を欠くか否か
- (3) 本件決定の依拠する規則自体が、法秩序に違反もしくは著しく合理性を欠くか否か

#### 2 争点に対する当事者の主張

##### (1) 申立人の主張

申立人は、請求の趣旨ア・イに係る、上記各争点につき、概ね以下の通り主張する。

すなわち申立人は、第一に、被申立人は、自らが定めた規則である選手選考規程に従い、まず日本代表選手団選定委員会が派遣選手等選考基準を定め、しかる後に派遣選手選考会を開催し、その結果を踏まえて、日本代表選手を選出しなければならず、選考会前に代表選手が決定されることは選手選考規程に違反する。さらに前述の本大会開催要綱に、「本大会の結果と選手のパフォーマンスの審査によって代表選手を選考する」と選考基準が示されている以上、本大会の結果に基づいて、散打 65kg 級の代表選手を選考しなければならず、それに反する被申立人の主張は選手選考規程に違反するものであり認められないと主張する。第二に、本大会の結果が選考基準であるところ、申立人は、本大会決勝での A 選手との試合において、65kg 優勝という最高の結果を残しただけでなく、国際審判による採点で A 選手に大差をつけており、A 選手を内定選手とする本件決定は著しく合理性を欠くと主張する。そして第三に、仮に被申立人が申立外・B クラブと A 選手を代表とすることに合意していたことが選考基準であったのであれば、そのような選考基準は法秩序に違反し、著しく合理性を欠くものであると主張する。

##### (2) 被申立人の主張

これに対し被申立人は、被申立人は申立外・B クラブの要請に基づき、散打競技についてアジア大会へ代表選手を派遣することを決定し、その上で、2025 年 8 月以前に、国際大会への参加実績等を選考基準として、A 選手を代表選手として内定し、JOC への手続を進めた。そのため、套路競技と異なり、散打競技につき代表選手選考のための選考会は開催しておらず、本大会もアジア大会の套路競技の代表選手選考のために開催したものであり、散打競技の代表選考とは無関係であると主張する。

#### 第5 本件スポーツ仲裁パネルの判断

## 1 スポーツ仲裁における判断の基準

本件のように国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、当機構における過去の仲裁判断においては、概ね次のような判断基準が示されている。すなわち、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、又は④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反し、もしくは著しく合理性を欠く場合において、これを取り消すことができると解すべきである。」というものである（JSAA-AP-2003-001号（ウェイトリフティング）、JSAA-AP-2003-003号（身体障害者水泳）、JSAA-AP-2004-001号（馬術）、JSAA-AP-2009-001号（軟式野球）、JSAA-AP-2009-002号（綱引）、JSAA-AP-2011-001号（馬術）、JSAA-AP-2011-002号（アーチェリー）、JSAA-AP-2011-003号（ボート）、JSAA-AP-2013-003号（水球）、JSAA-AP-2013-004号（テコンドー）、JSAA-AP-2013-023号（スキー）、JSAA-AP-2013-022号（自転車）、JSAA-AP-2014-003号（テコンドー）、JSAA-AP-2014-007号（自転車）、JSAA-AP-2014-008号（ホッケー）、JSAA-AP-2015-002号（ホッケー）、JSAA-AP-2015-003号（ボート）、JSAA-AP-2015-006号（バレーボール）、JSAA-AP-2016-001号（自転車）、JSAA-AP-2016-006号（柔道）、JSAA-AP-2020-001号（パラ水泳）、JSAA-AP-2020-003号（知的障がい者卓球）、JSAA-AP-2022-001号（パラバドミントン）、JSAA-AP-2023-002~005号（身体障害者アーチェリー）、JSAA-AP-2024-011号（空手）等）。

本件スポーツ仲裁パネルも、基本的にこの基準が妥当であると考えられる。したがって、本件においても、この基準に基づき、本件決定について検討する。

## 2 争点についての判断

本件仲裁パネルは、まず、争点(1)である、本件決定のうち、散打 65kg 級の日本代表に A 選手を選出したことが、被申立人が定めた規則である選手選考規程に違反しているか否かを検討する。

選手選考規程は、その冒頭において、被申立人が、日本代表として派遣する競技者を選考するための条件につき定めると規定し、その適用の範囲につき何ら限定を付していない。さらに申立人だけでなく、被申立人も本件決定に至る選考手続に、同規程が適用されることを認めており、この点につき、両当事者間に争いはない。したがって、本件決定に至る手続が、同規程に従って行われているかを検討する。

第一に、同規程第3条によれば、選手選考の第一段階は、日本代表選手団選定委員会による派遣選手選考基準の制定であるところ、被申立人の理事及び事務局参事である証人・C（以下「証人 C」という）の証言によれば、被申立人が、国際大会への参加実績等をアジア大会への選考基準として定めた事実が窺われ

る。また、同規程第3条の文言からは、選手選考に際して、派遣選手選考会の開催が常に必要であるわけではないことも理解できる。しかしながら、それらの決定が選手選考規程が定める選定委員会による決定であるのかは、議事録等が存在しないために明確ではない。さらにより問題であるのは、この選考基準が公表されていないことである。同規程第4条は、客観的かつ明確な選考基準の制定とともに、その公表を定めている。2026年4月13日付けの「2026年度春季強化合宿」参加選手決定のご案内」と題する書面において、「日本代表選手選考基準」が公表されており、一見すると、同基準が散打にも適用されるようにも解釈できるが、証人Cの証言によれば、この時点では既に散打の代表選手選考は終了しており、また同年4月に公表された本大会の開催要綱にも、前述のように選考基準であるかのような記載があるが、証人Cの証言によれば、それは誤記であるとのことである。そうすると、散打競技につき、国際大会への参加実績等により選出するという選考基準は、今日に至るまで、一度も公表されていないことになる。選考基準は、代表選手に選ばれようとする競技者にとっては重大な関心事であり、選考基準の不公表という規則違反は決して軽微な違反と考えることはできない。

また、被申立人の処理には、公平・公正かつ透明性の高い手続にしたがって派遣選手を選考するという選手選考規程の趣旨に照らすと、不適切な行為が少なくない。すなわち、「2026年度春季合宿」参加のご案内（2025年12月17日付け）では、套路の「選考会」と散打の「競技会」と用語が使い分けられており、散打については選手選考のための選考会ではないことが理解できるが、他方で「2026年度春季強化合宿」参加決定選手のご案内（2026年4月13日付け）の書面では、本大会につき、套路・散打の双方につき競技会との用語が使用されており、その後の「2026年度春季強化合宿」参加選手決定のご案内（2026年4月17日付け）で、再び套路の選考会と散打の競技会という表現に戻っている。このように、被申立人の文書の記載は一貫しておらず、誤解を招きやすいものである。加えて前述したように本大会の開催要綱のアジア大会代表選手選考方法に係る記載は、一見して、本大会が散打についての選考会であることを示唆しており、申立人が散打についても代表選考が最終的に終了していないと信じたとしても、それは致し方ないと思われる。仮に要綱の記載が、証人Cが述べるように、被申立人の意思に反した誤記であったとしても、その責任は被申立人が負うべきである。

以上の理由から、本件決定は、被申立人が、自己の制定した規則に反して下された決定であると認められるので、請求の趣旨Aを認めて、本件決定は、これを取り消すこととする。

なお、争点(3)は、争点(1)と同様に、A選手の選出に係る争点であるが、認定した判断の前提と異なる事実に基づく主張であり、判断する必要を認めない。

第二に、争点(2)である、本件決定のうち、申立人を代表に選出しなかったこと

が著しく合理性を欠くか否かにつき、検討する。前述のように、本大会において、申立人が A 選手に勝って優勝したことは事実である。しかし、本件決定の取消しが、自動的にかつ直ちに申立人が代表選手として選出されるべきであるということにはならない。本件の場合、そもそも散打競技に関する選考基準自体が明確ではなく、公表もされていない。どのような選手が選定されるべきであるかは、この選考基準次第であり、現時点で判断を下すことはできない。また、選考基準が公表されても、その選考基準にどの選手が合致するかの判断には、当該競技に関する専門的知見を必要とするので、その決定は、まずは競技団体に委ねるべき事柄であり、スポーツ仲裁パネルが判断することは差し控えるべきである。

以上の理由から、請求の趣旨は、これを却下する。

## 第 6 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

## 第 7 付言

本件は、套路競技を中心に団体を運営してきた被申立人が、10 年以上派遣していなかった、散打競技の国際大会に代表選手を派遣することを決定した中で生じた紛争であり、被申立人は、套路競技と異なり、散打競技については、規則遵守の意識が低いことが窺われる。慣れない競技への派遣・代表選考に際して、被申立人に、通常と異なる困難があったであろうことは推測できることであるが、一旦、競技団体としての派遣を決定した以上、套路と異なることなく、散打についても自己の規則を遵守して派遣手続を進めなければならないことが、法の支配の要請に基づく競技団体の運営であることを今一度想起して、今後の運営に当たられるよう希望する。

以上

2026 年 6 月 11 日

スポーツ仲裁パネル  
仲裁人長 須網 隆夫